

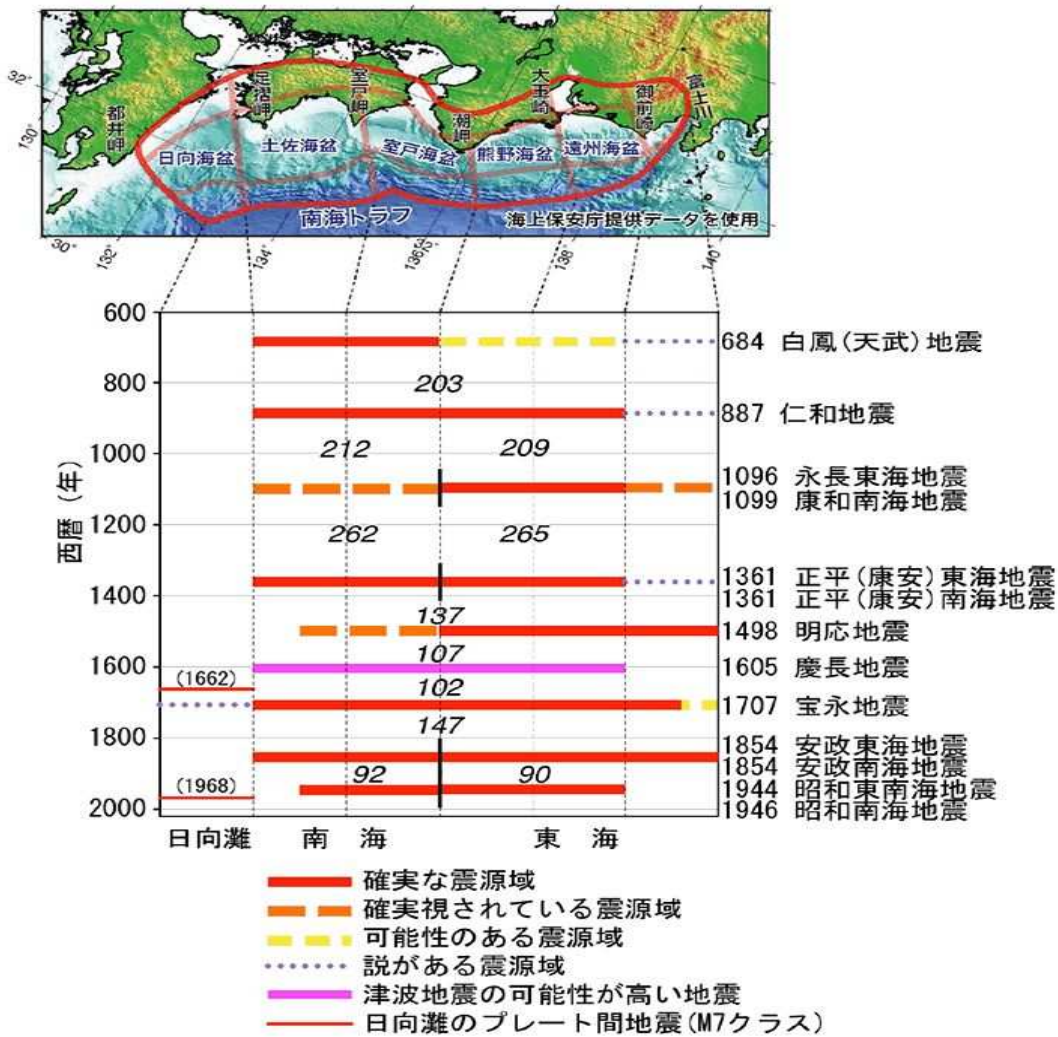
Ⅱ 南海トラフ地震等について

1 南海トラフ地震

南海トラフとは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所のことです。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されています。過去1400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たります。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから80年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。

過去に南海トラフで起きた大地震は多様性があります。そのため、次に発生する地震の震源域の広がりや正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難です。

今後30年以内の地震発生確率（算定基準日 2025年1月1日）
 南海トラフ地震 60%～90%程度以上（地震調査研究推進本部による）

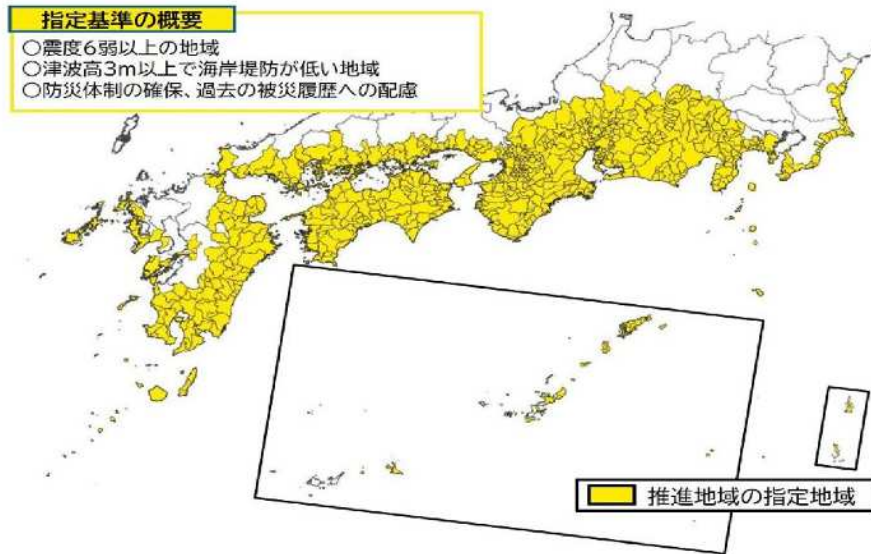


出典：南海トラフで発生する地震（地震調査研究推進本部）

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域

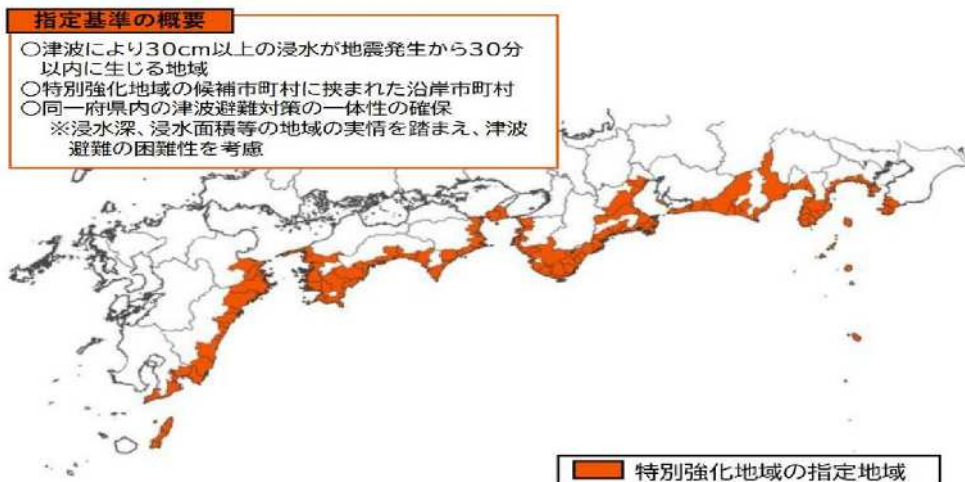
南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれのある地域は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。愛知県では全市町村が指定されています。(令和8年3月1日現在)



出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂版）（内閣府）11頁
 (https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)
 PDL1.0 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)

(2) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震の発生後30分以内に、津波により30cm以上の浸水が生じる地域は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。愛知県では、豊橋市、田原市、南知多町が指定されています。(令和8年3月1日現在)



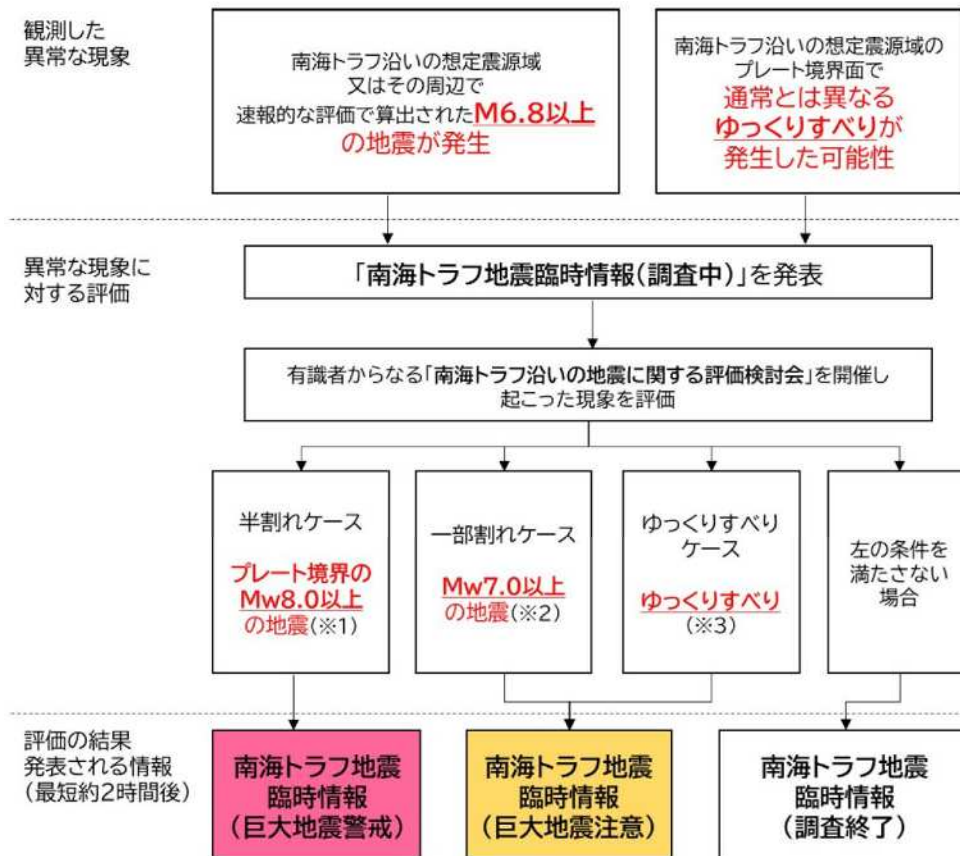
出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂版）（内閣府）11頁
 (https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)
 PDL1.0 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)

2 南海トラフ地震臨時情報

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。

気象庁において、マグニチュード 6.8 以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30 分後に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されます。その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表されます。

また、南海トラフ地震臨時情報の他に、「南海トラフ地震関連解説情報」が気象庁から発表されます。



※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

【参考】モーメントマグニチュード (Mw) とは

地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード (Mw) と言います。

一般に、マグニチュード (M) は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難です。

出典：気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/faq/faq27.html>)

情報名	情報が発表される条件										
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>キーワードを付す条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合 </td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価した場合 </td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生したと評価した場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生したと評価した場合 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたらと評価した場合 </td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 </td> </tr> </tbody> </table>	キーワード	キーワードを付す条件	調査中	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合 	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価した場合 	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生したと評価した場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生したと評価した場合 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたらと評価した場合 	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
	キーワード	キーワードを付す条件									
	調査中	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合 									
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生したと評価した場合 									
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生したと評価した場合 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生したと評価した場合 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたらと評価した場合 										
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 										
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある 										



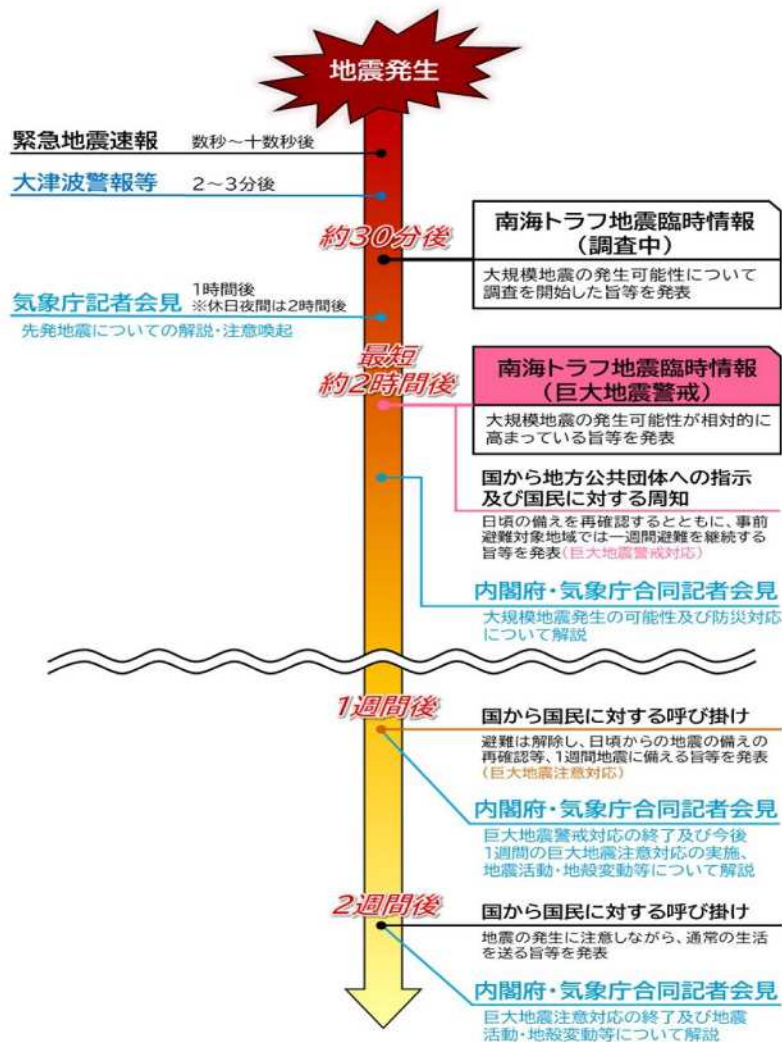
出典：内閣府ウェブサイト (<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index3.html>) を加工
 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂版）（内閣府）34頁、35頁
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf
 PDL1.0 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、プレート境界で Mw8.0 以上の地震が発生したと評価された場合には、地震発生最短で2時間程度で、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、巨大地震警戒対応（後発地震に備えた事前避難等）をとることとなります。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、後発地震が発生しないまま1週間経過した場合、国から、巨大地震警戒対応を終了し、巨大地震注意対応（日頃からの地震への備えの再確認等）をとるよう、呼びかけがあります。その後、再び後発地震の発生がないまま1週間経過した場合、国から、巨大地震注意対応を終了し、通常の生活に戻るよう呼びかけが行われます。

なお、南海トラフ地震臨時情報の解除にあたる情報が、気象庁から発表されることはありません。



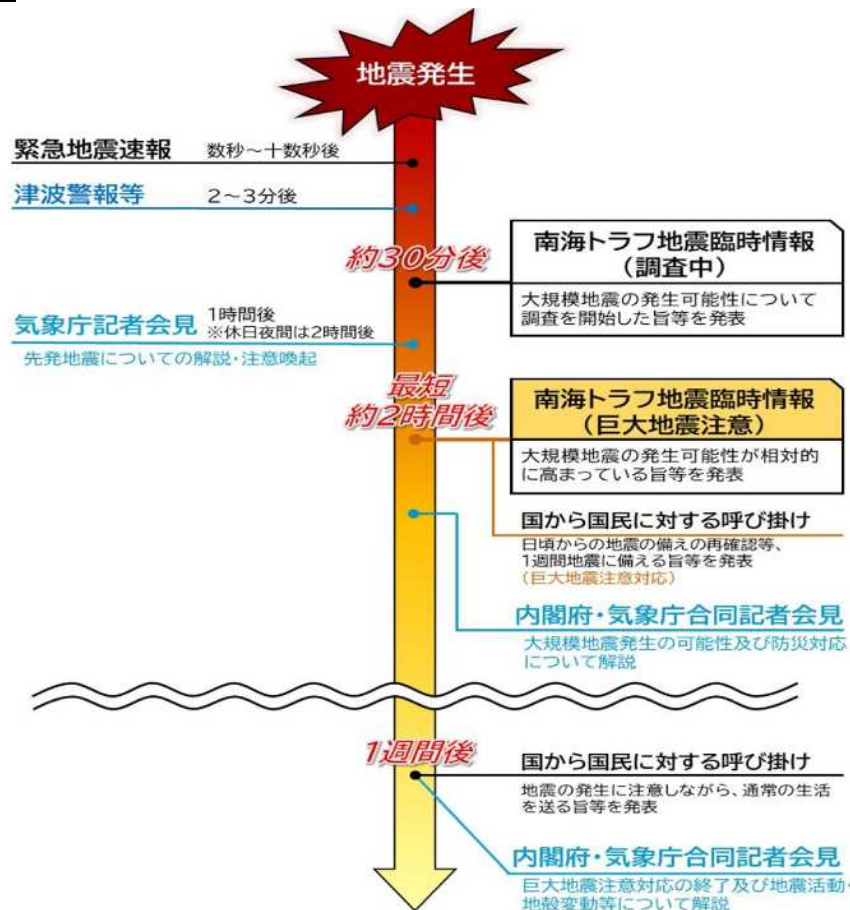
出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂版）（内閣府）32頁、40頁～42頁を加工
 (https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)
 PDL1.0 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)
 気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/nteq/info_criterion.html)

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、プレート境界でMw7.0以上8.0未満、もしくは想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面においてひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合、地震発生最短で2時間程度で、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、巨大地震注意対応をとることとなります。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後、後発地震が発生しないまま1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）が経過した場合、国から、巨大地震注意対応を終了し、通常の生活に戻るよう呼びかけが行われます。

なお、南海トラフ地震臨時情報の解除にあたる情報が、気象庁から発表されることはありません。



出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂版）（内閣府）44頁～46頁を加工
 (https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)

PDL1.0 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)

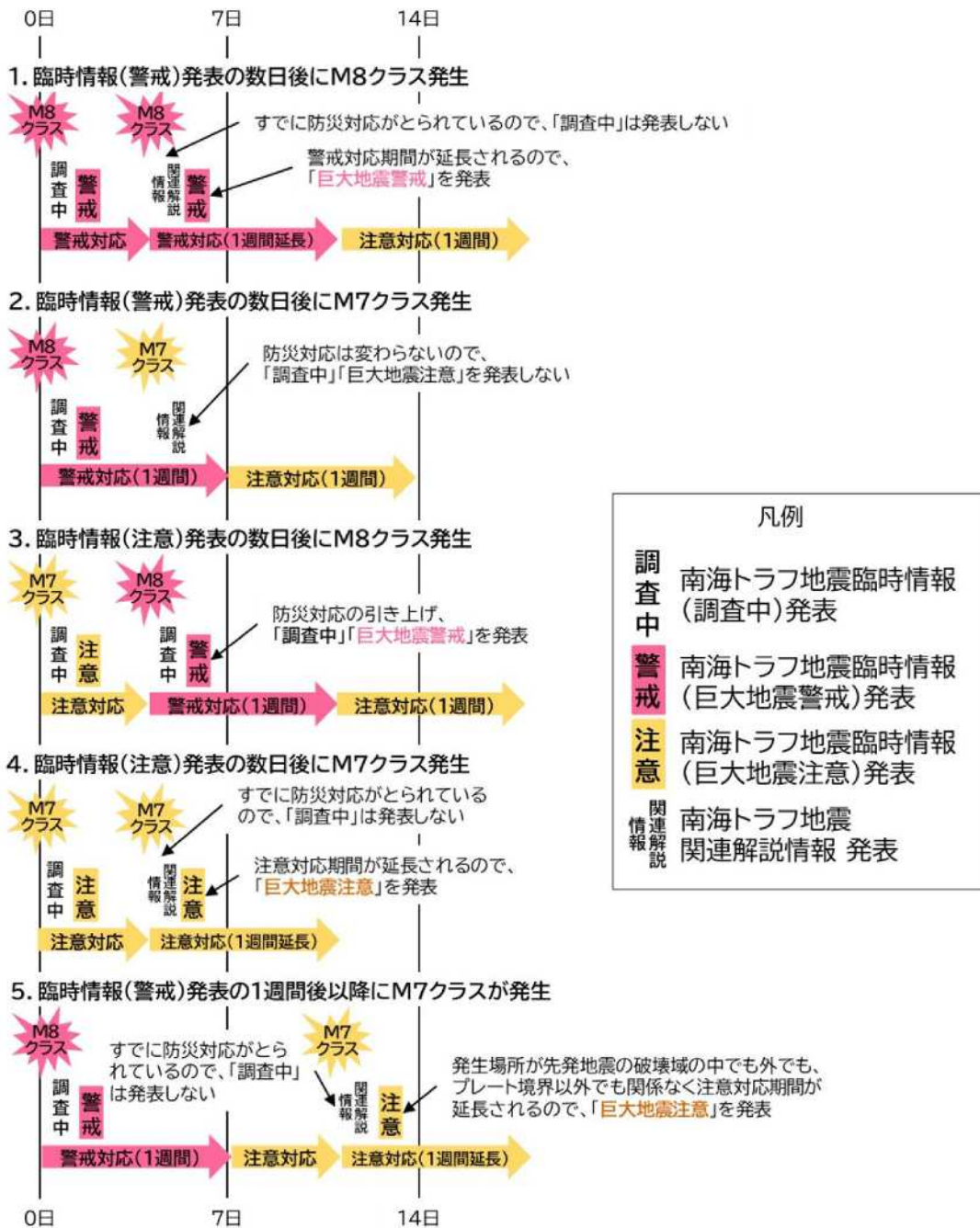
気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/nteq/info_criterion.html)

(3) 巨大地震警戒対応や巨大地震注意対応の期間中に南海トラフ沿いの想定震源域で一定規模以上の地震が発生した場合の情報発表等について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、巨大地震警戒対応や巨大地震注意対応がとられている期間中に、再び一定規模以上の地震が発生した場合には、以下の通り、南海トラフ臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報が発表されます。

また、巨大地震警戒対応や巨大地震注意対応の期間中に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、発表の対象となった地震の発生から1週間は巨大地震警戒対応を、さらに1週間は巨大地震注意対応をとることとなります。また、巨大地震注意対応の期間中に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、発表の対象となった地震の発生から1週間は巨大地震注意対応をとることとなります。

現在 対応 区分	地震の規模		発表区分	
			南海トラフ地震 臨時情報	南海トラフ地震 関連解説情報
巨大地震 警戒対応	速報的な評価で算出されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合		×	○
	発生した地震	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界で発生した Mw8.0 以上の地震と評価された場合	○ (巨大地震警戒)	×
		上記以外の地震と評価された場合	×	○
巨大地震 注意対応	速報的な評価で算出された地震	マグニチュード 7.8 以上の地震	○ (調査中)	×
		マグニチュード 6.8 以上 7.8 未満の地震	×	○
	発生した地震	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界で発生した Mw8.0 以上の地震と評価された場合	○ (巨大地震警戒)	×
		想定震源域のプレート境界で発生した Mw7.0 以上 Mw8.0 未満もしくは想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生した Mw7.0 以上の地震と評価された場合	○ (巨大地震注意)	×
		上記以外の地震と評価された場合	×	○



(図中に示す「M8クラス」の地震は、いずれもプレート境界での発生を想定)

出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂版）（内閣府）49頁、50頁を加工
 (https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)
 PDL1.0 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)

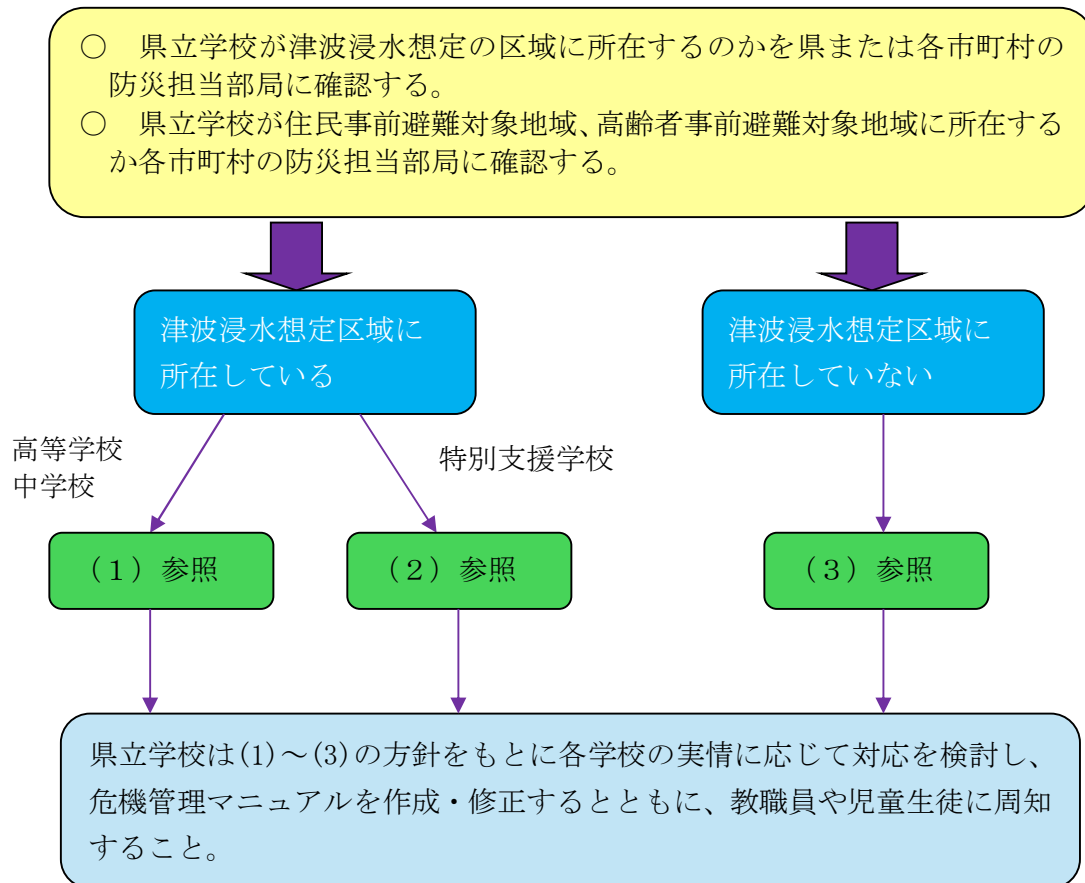
3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の県立学校の対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の県立学校の対応については、令和7年3月24日付け6教保第1489号通知により、下記(1)～(3)のとおり定めています。

各学校におかれましては、地域の特性や学校の実情に応じて方針を策定し、危機管理マニュアルに反映していることと思いますので、南海トラフ地震臨時情報が発表された際には、定められた危機管理マニュアルに基づき、適切に対応してください。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表される前に、津波警報等の情報が発表されることもありますので、あらかじめ市町村防災担当部局と連携を図り、児童生徒を安全な場所に避難させる措置を策定するなど、適切に対応してください。

【対応図】



【参考】

○ 津波浸水想定

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもの。

※愛知県津波浸水想定は、県防災安全局 HP に掲載されております。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000077984.html>

< 該当市町村 >

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

< 津波浸水想定区域にある県立学校 >（県教育委員会保健体育課調べ）

惟信高等学校、松蔭高等学校、熱田高等学校、南陽高等学校、名古屋南高等学校、中川青和高等学校、津島高等学校・附属中学校、津島東高等学校、佐屋高等学校、吉良高等学校、豊橋西高等学校、三谷水産高等学校、港特別支援学校

○ 事前避難対象地域

津波浸水想定区域のうち、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わない恐れがある地域のこと。

事前避難対象地域は、要配慮者のみ事前避難が必要な「**高齢者等事前避難対象地域**」と、健常者も含めて全ての住民が事前避難が必要な「**住民事前避難対象地域**」の2種類に分類されている。

出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂版）（内閣府）62頁、63頁を加工
（https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf）
PDL1.0（https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0）

< 高齢者等事前避難対象地域の指定のある市町村 >

碧南市、刈谷市、西尾市、田原市

< 住民事前避難対象地域の指定のある市町村 >

名古屋市、豊橋市、東海市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村

(1) 津波浸水想定区域内に所在する県立高等学校及び県立中学校

- 1 まず、地震が起きたら、生徒の安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。
 - ・ 大津波警報・津波警報が発表された場合は、直ちに、校舎の最上階または校外の高台等（津波高、浸水深よりも上）へ避難する。
 - ※ 各学校において、避難体制（避難方法、避難場所など）を生徒及び全職員に周知しておく。

- 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
 - ・ 大津波警報・津波警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。（警報に基づく避難を要する場合）
 - ・ 後に発表される臨時情報（後記3【1】から【3】）に備え、引き続き情報収集を行う。

- 3 気象庁から2が発表された場合、続いて以下の臨時情報【1】から【3】のいずれかが発表される。

【1】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

 - ① 「住民事前避難対象地域」に所在する高等学校及び中学校
 - ・ 警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。
 - ・ 警報が解除された場合は、保護者への引き渡しを行うなど生徒の安全に配慮しながら、原則として生徒は帰宅可能な場合は帰宅させる。
 - ・ **臨時情報（巨大地震警戒）発表日から原則として1週間は臨時休業とする。**
 - ② 「住民事前避難対象地域」に所在しない高等学校及び中学校
 - ・ 警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。（警報に基づく避難を要する場合）
 - ・ 警報が解除された場合は、生徒の安全確保に留意しながら、**原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、公共交通機関の運行状況等を確認し、帰宅可能な生徒は速やかに帰宅させる。**
 - ・ 部活動や補習については、実施しない。
 - ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
 - ・ **校長は、学校の立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や生徒の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、①に準じて臨時休業とすることができる。**
 - ※ 地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて【2】に準じた対応へ移行する。

【2】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

- ・ 警報が解除されるまでは、避難行動を続ける。（警報に基づく避難を要する場合）
- ・ 警報が発表されなかった場合または警報が解除された場合は、**通常どおりの教育活動を行う。**
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
※ 地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

【3】 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

- ・ 警報が解除されるまでは、避難行動を続ける。（警報に基づく避難を要する場合）
- ・ 警報が発表されなかった場合または警報が解除された場合は、**通常どおりの教育活動を行う。**

(2) 津波浸水想定区域内に所在する県立特別支援学校

- 1 まず、地震が起きたら、児童生徒の安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。
 - ・ 大津波警報・津波警報が発表された場合は、直ちに、校舎の最上階または校外の高台等（津波高、浸水深よりも上）へ避難する。
※ 各学校において、避難体制（避難方法、避難場所など）を児童生徒、全職員に周知しておく。
- 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
 - ・ 大津波警報・津波警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。（警報に基づく避難を要する場合）
 - ・ 後に発表される臨時情報（後記3【1】から【3】）に備え、引き続き情報収集を行う。

3 気象庁から2が発表された場合、続いて以下の臨時情報【1】から【3】のいずれかが発表される。

【1】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

① 「住民事前避難対象地域」又は「高齢者等事前避難対象地域」に所在する特別支援学校

- ・ 警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。
- ・ 警報が解除された場合は、保護者への引き渡しを行うなど児童生徒の安全に配慮しながら、原則として児童生徒は帰宅可能な場合は帰宅させる。
- ・ **臨時情報（巨大地震警戒）発表日から原則として1週間は臨時休業とする。**

② 「住民事前避難対象地域」又は「高齢者等事前避難対象地域」に所在しない特別支援学校

- ・ 警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。（警報に基づく避難を要する場合）
- ・ 警報が解除された場合は、児童生徒の安全確保に留意しながら、**原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、公共交通機関の運行状況等を確認し、帰宅可能な児童生徒は速やかに帰宅させる。**
- ・ 部活動や補習については、実施しない。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ・ **校長は、学校の立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や児童生徒の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、①に準じて臨時休業とすることができる。**
※ 地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて【2】に準じた対応へ移行する。

【2】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

- ・ 警報が解除されるまでは、避難行動を続ける。（警報に基づく避難を要する場合）
- ・ 警報が発表されなかった場合または警報が解除された場合は、**通常どおりの教育活動を行う。**
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
※ 地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

【3】 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

- ・ 警報が解除されるまでは、避難行動を続ける。（警報に基づく避難を要する場合）
- ・ 警報が発表されなかった場合または警報が解除された場合は、**通常どおりの教育活動を行う。**

(3) 津波浸水想定区域内に所在しない県立学校

1 まず、地震が起きたら、児童生徒の安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。
※ 各学校において、避難体制（避難方法、避難場所など）を児童生徒、全職員に周知しておく。

2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・ **原則として通常どおりの教育活動を行う**が、次の対応に備えて地震関連の情報を収集し、児童生徒の安全確保に努める。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
- ・ 後に発表される臨時情報（後記3【1】から【3】）に備え、連絡体制などの確認を行う。

3 気象庁から2が発表された場合、続いて以下の臨時情報【1】から【3】のいずれかが発表される。

【1】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

- ・ 児童生徒の安全確保に留意しながら、**原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒を速やかに帰宅させる。**
- ・ 部活動や補習については、実施しない。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ・ **校長は、学校の立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や児童生徒の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、(1)の3【1】①に準じて臨時休業とすることができる。**
※ 地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて【2】に準じた対応へ移行する。

【2】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

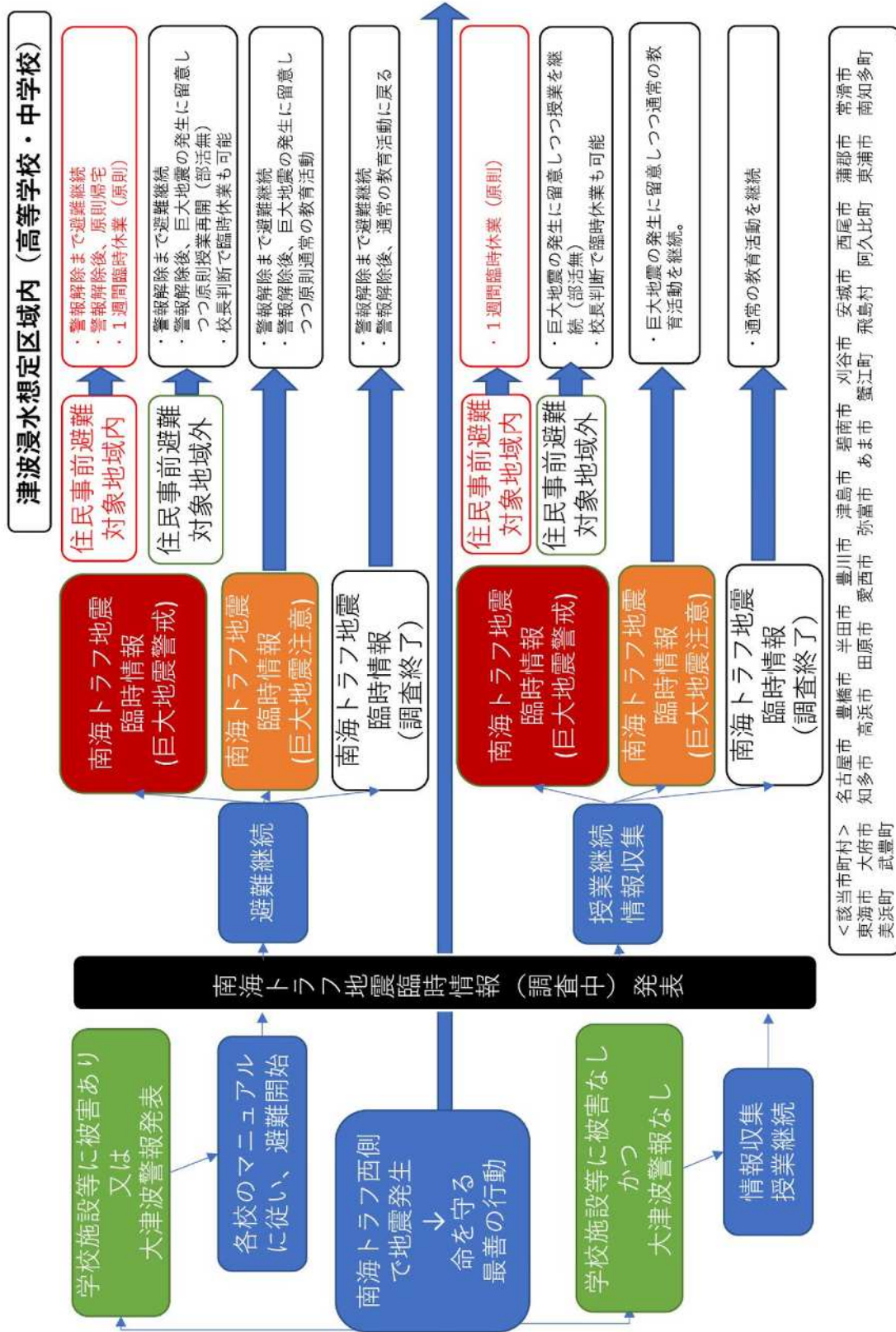
- ・ 通常どおりの教育活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
※ 地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

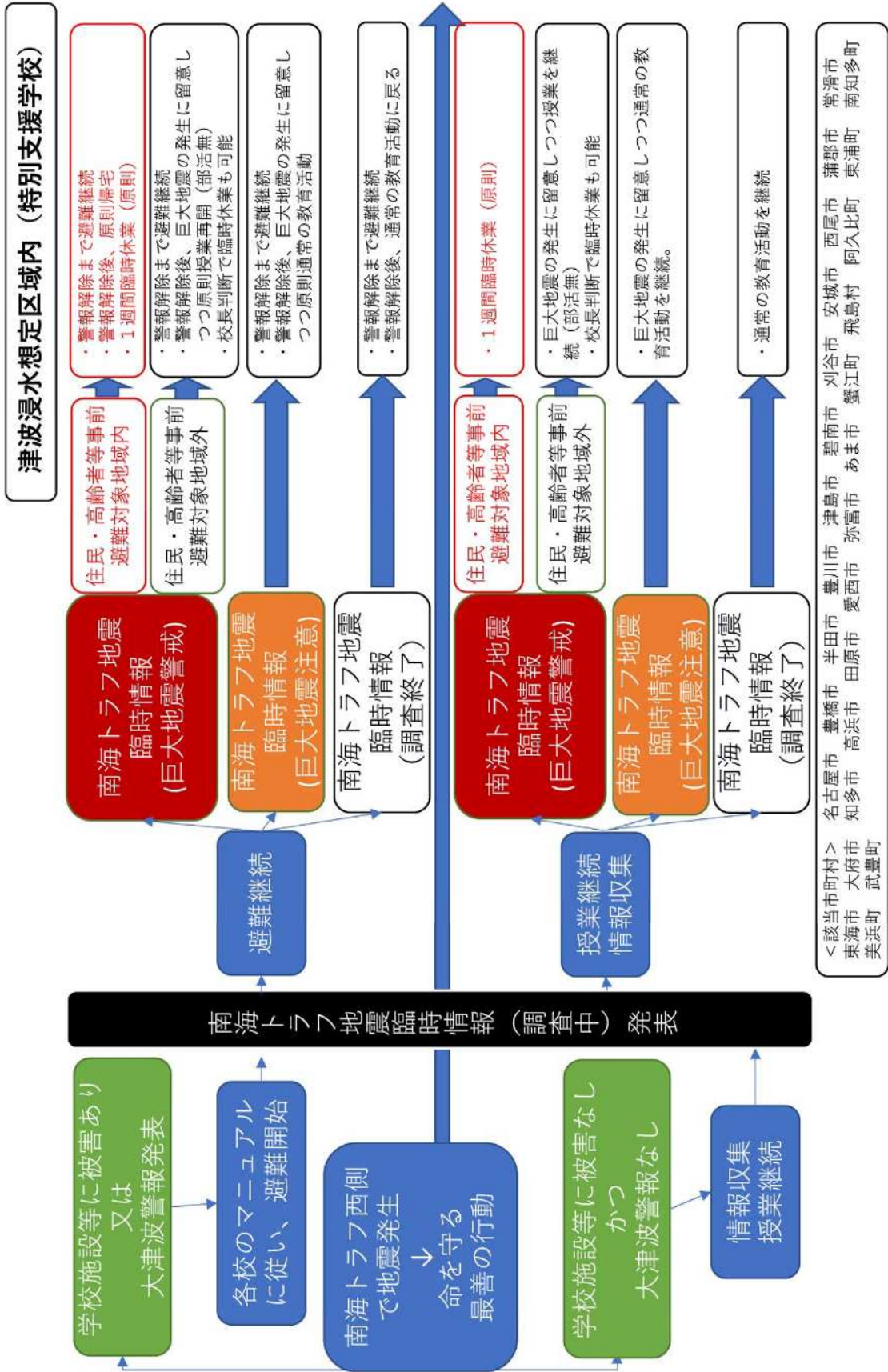
【3】 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

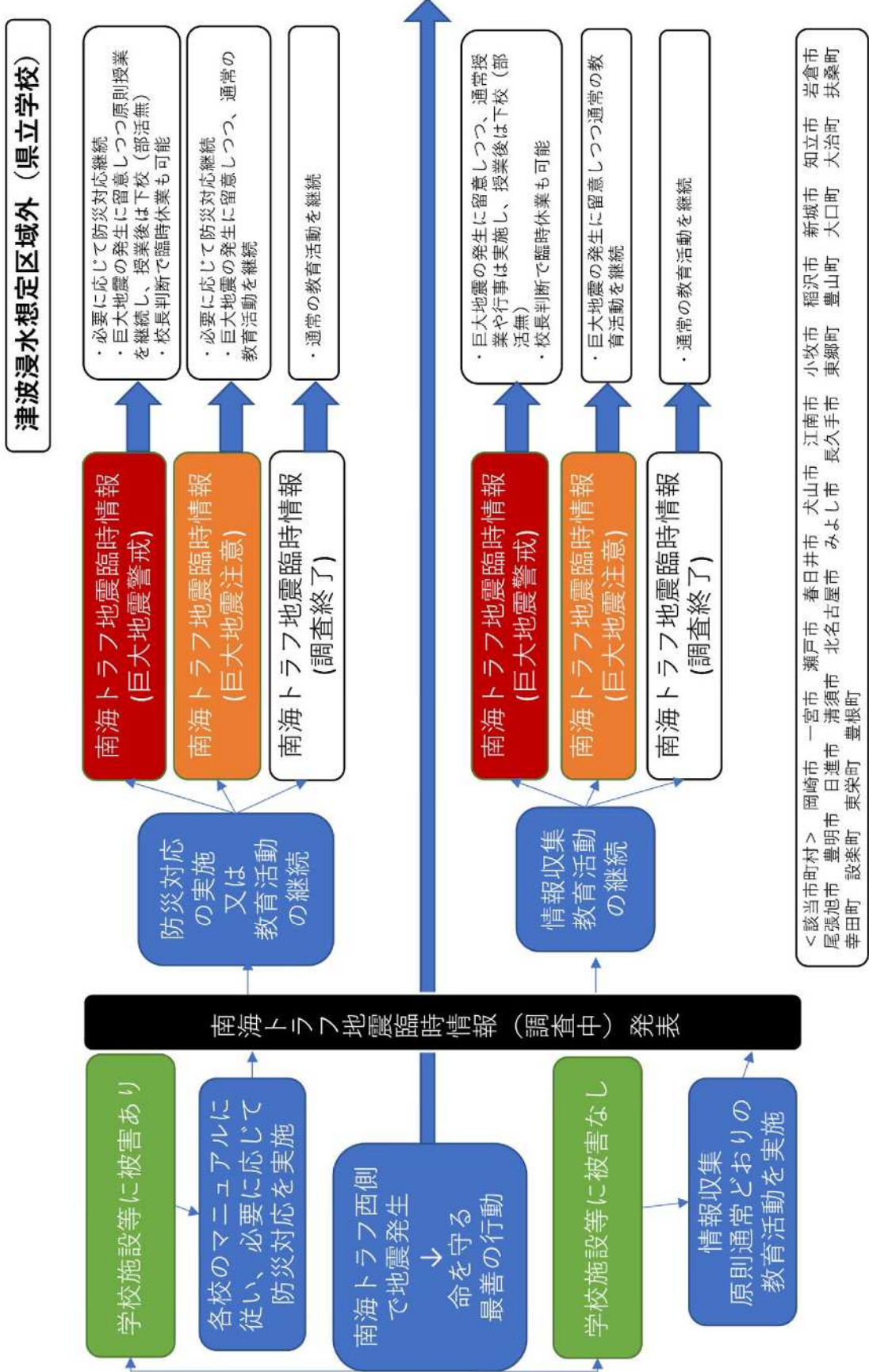
- ・ 通常どおりの教育活動を行う。

【参考】

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県立学校における授業等の取扱いフローチャート







4 過去の震災について

(1) 東日本大震災（平成 23 年（2011 年）東北太平洋沖地震）

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日 14 時 46 分、宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近を震源として発生した東日本大震災（平成 23 年（2011 年）東北太平洋沖地震）は、日本における観測史上最大の規模、モーメントマグニチュード（Mw）9.0 を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの長さ約 450km、幅約 200km の広範囲に及びました。この地震により、津波が発生しており、各地を襲った津波の高さは、福島県相馬市では 9.3m 以上、岩手県宮古市で 8.5m 以上、大船渡市で 8.0m 以上、宮城県石巻市鮎川で 8.6m 以上などが観測された。また、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループの調査等によると、津波の遡上高は最大で 40m 以上に上るなど、各地に甚大な被害を及ぼしました。

また、津波以外にも、地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、東北や関東等の広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断されました。震災による死者・行方不明者は 2 万 2 千人以上、建築物の全壊・半壊は合わせて 40 万棟以上に上るとともに、震災ピーク時の避難者は約 47 万人、停電世帯は約 891 万戸、断水世帯は約 220 万戸に上りました。

出典：復興庁ホームページ（<https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/archive/chapter1-verse1.html>）を加工
「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（令和 8 年 3 月 1 日現在）」（消防庁）
（<https://www.fdma.go.jp/disaster/higashinihon/items/166.pdf>）を加工
「東日本大震災記録集」（消防庁）（<https://www.fdma.go.jp/disaster/higashinihon/post.html>）

74 頁、100 頁、182 頁を加工

(2) 平成 28 年（2016 年）熊本地震

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方を震源とする、マグニチュード（M）6.5 の「平成 28 年（2016 年）熊本地震」が発生し、熊本県益城町で震度 7 を観測しました。また、同年 4 月 16 日 1 時 25 分には、マグニチュード（M）7.3 の地震が発生し、熊本県益城町及び西原村で震度 7 を、熊本県を中心にその他九州地方の各県でも強い揺れを観測しました。震度 7 の地震が同一地域で連続して発生するのは、震度 7 が設定された昭和 24 年（1949 年）以降初めてのことでした。また、地震により道路や鉄道、空路が一時不通になるなど、交通網に甚大な被害が発生しました。

震災による被害については、死者・負傷者は 3 千人以上、建築物の全壊・半壊は合わせて 4 万棟以上に上るとともに、震災ピーク時の避難者は約 20 万人、停電世帯は約 48 万戸、断水世帯は約 45 万戸に上りました。

出典：内閣府ホームページ（https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h28/83/special_01.html）を加工
「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について（平成 31 年 4 月 12 日 18 時 00 分現在）」（内閣府）（https://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_55.pdf）を加工

PDL1.0（https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0）

(3) 令和6年能登半島地震

令和6年（2024年）1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県輪島市や志賀町で震度7を観測しました。

また、地震により、北海道から九州地方にかけての日本海沿岸を中心に津波が発生し、石川県珠洲市や能登町で4m以上の津波の浸水高が観測されたほか、新潟県上越市では、津波が陸上を遡った高さを示す遡上高が5.9mに達するなど、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められました。

震災による被害については、死者・行方不明者は700名、建築物の全壊・半壊は合わせて3万棟以上に上るとともに、震災ピーク時の避難者は約4万人、停電世帯は約4万戸、断水世帯は13万戸以上に上りました。

出典：消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r6/report1/67963.html>) を加工
「令和6年能登半島地震の対応について（資料1）」（経済産業省）
(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/029_01_00.pdf) を加工
「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（令和7年12月25日18時00分現在）」（内閣府）
(https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_60.pdf) を加工
「令和6年能登半島地震における避難所運営の状況」（内閣府）
(https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team3_shiryo02.pdf) を加工
PDL1.0 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)

(4) 過去の震災の被害状況について

		東日本大震災	熊本地震	能登半島地震	(参考) 阪神・淡路大震災
人的被害	死者	19,787名	273名	698名	6,434人
	行方不明者	2,549名	0名	2名	3人
	負傷者	6,254名	2,809名	1,407名	43,792人
住家被害	全壊	122,204棟	8,667棟	6,537棟	104,906棟
	半壊	287,896棟	34,719棟	23,703棟	144,274棟
	一部破損	749,016棟	163,500棟	135,298棟	390,506棟
断水	約220万戸	44万5,857戸	約136,440戸	約130万戸	
停電	約891万戸	47万7千戸	約4万戸	約260万戸	

※被害状況の時点は下記のとおり。（断水及び停電戸数は除く）

- ①東日本大震災：令和8年3月1日
- ②熊本地震：平成31年4月12日18時00分
- ③能登半島地震：令和7年12月25日18時00分
- ④阪神・淡路大震災：平成18年5月19日（確定報）

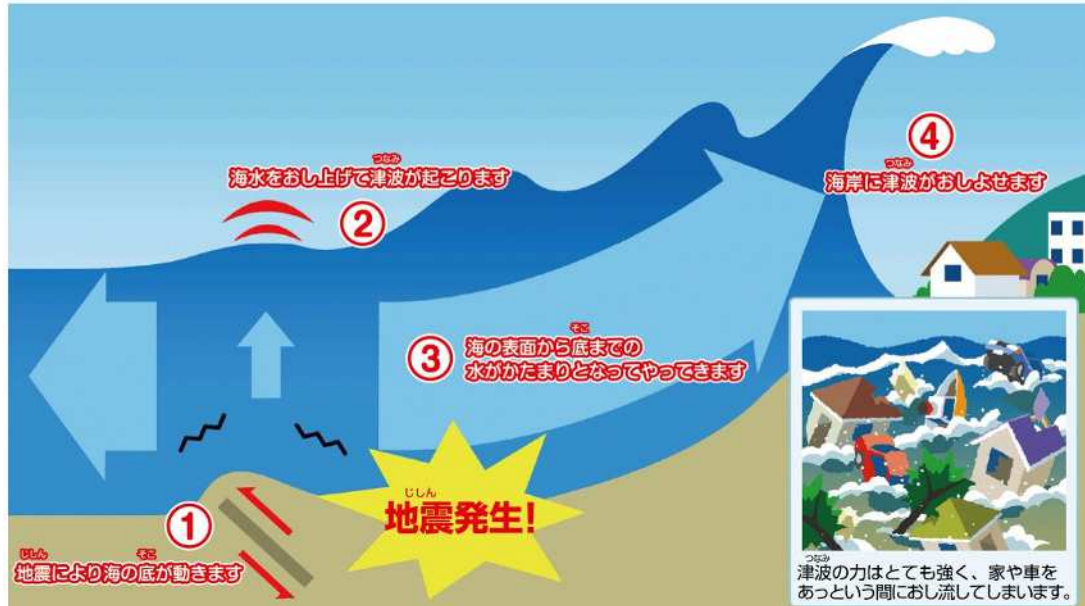
※断水及び停電戸数は、ピーク時最大の数値。

出典：復興庁ホームページ (<https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/archive/chapter1-verse1.html>) を加工
「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（令和 8 年 3 月 1 日現在）」（消防庁）(<https://www.fdma.go.jp/disaster/higashinihon/items/166.pdf>) を加工
「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について（平成 31 年 4 月 12 日 18 時 00 分現在）」（内閣府）(https://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_55.pdf) を加工
「令和 6 年能登半島地震に係る被害状況等について（令和 7 年 12 月 25 日 18 時 00 分現在）」（内閣府）(https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_60.pdf) を加工
PDL1.0 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0)
「令和 6 年能登半島地震の対応について（資料 1）」（経済産業省）(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/029_01_00.pdf) を加工
阪神淡路大震災（確定報）（消防庁）(<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/h18hanshinawaji0519.pdf>) を加工

5 津波について

(1) 津波の発生

海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。

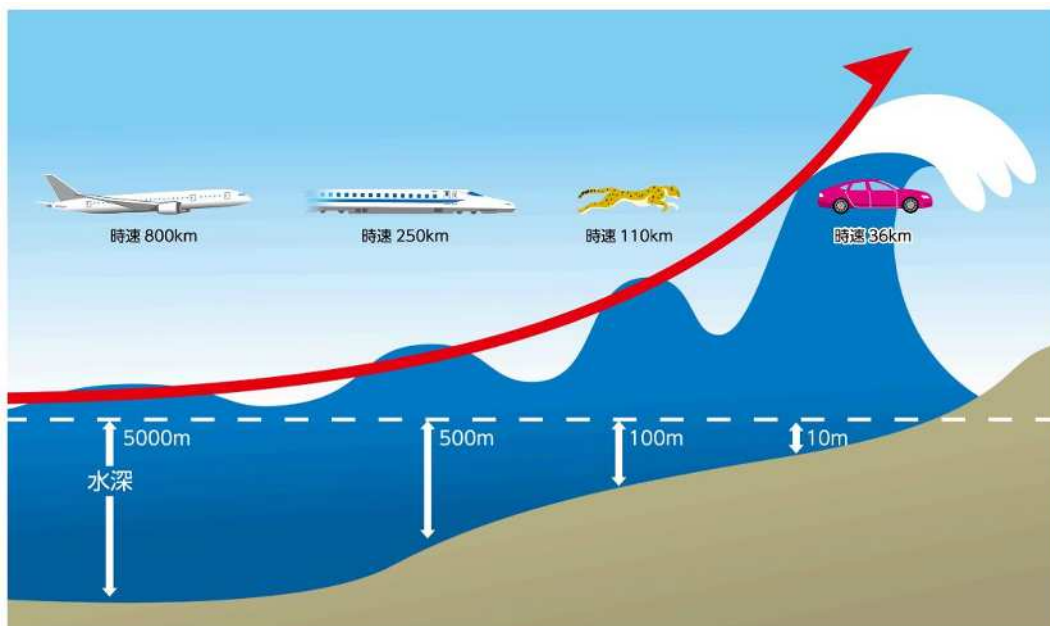


出典：気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/tsunami/generation.html>)

(2) 津波の伝わる速さ

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合ではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくとつれ、減速した波の前方部に後方が追いつくことで、波高が高くなります。

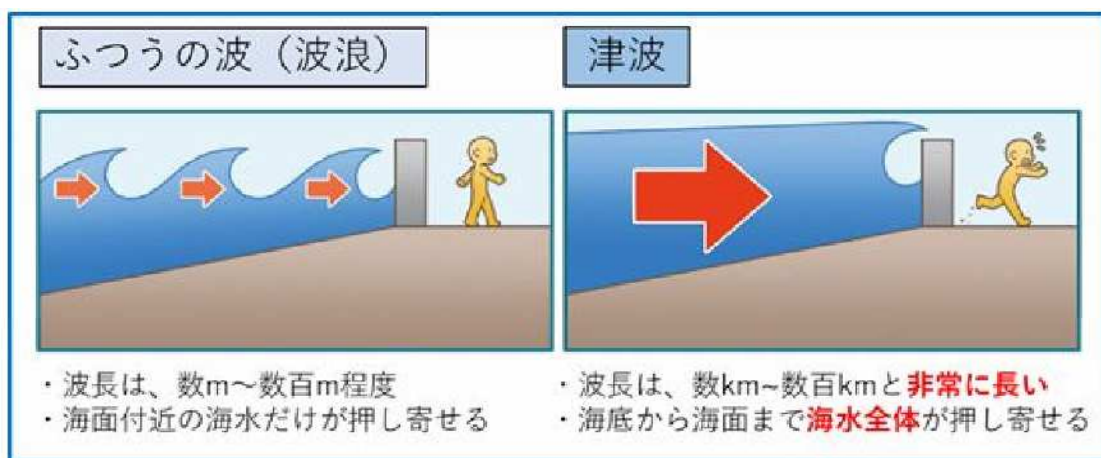
水深が浅いところで遅くなるといっても、人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



出典：気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jishin/tsunami/generation.html>)

(3) 波浪と津波の違い

海域で吹いている風によって生じる波浪は海面付近の現象で、波長（波の山から山、または谷から谷の長さ）は数メートル～数百メートル程度です。一方津波は、海底から海面までの海水全体が短時間に変動し、それが周囲に波として広がって行く現象で、波長は数キロから数百キロメートルと非常に長いものです。このため津波は勢いが衰えずに連続して押し寄せ、沿岸での津波の高さ以上の標高まで駆け上がります。しかも、浅い海岸付近に来ると波の高さが急激に高くなる特徴があります。また、津波が引く場合も強い力で長時間にわたり引き続けるため、破壊した家屋などの漂流物を一気に海中に引き込みます。



出典：気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/faq/faq26.html#tsunami_4)

(4) 津波の高さと被害程度

過去に発生した津波被害と津波の高さの関係をみると、家屋被害については、建築方法等によって異なりますが、木造家屋では浸水1 m程度から部分破壊を起こし始め、2 mで全面破壊に至ります。また、浸水が0.5m程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合があります。

津波波高と被害程度（首藤（1993）を改変）

津波波高(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊		全面破壊			
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる				全面破壊	
漁船	被害発生		被害率50%		被害率100%	
防潮林	被害軽微 津波軽減		漂流物阻止		部分的被害 漂流物阻止	
養殖筏	被害発生					
音			前面が砕けた波による連続音 (海鳴り、暴風雨の音)			
				浜で巻いて砕けた波による大音響 (雷鳴の音。遠方では認識されない)		
					崖に衝突する大音響 (迅雷、発破の音。かなり遠くまで聞こえる)	

※津波波高(m)は、船舶、養殖筏など海上にあるものに対しては概ね海岸線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっています。

※上表は津波の高さと被害の関係の一応の目安を示したもので、それぞれの沿岸の状況によっては、同じ津波の高さでも被害の状況が大きく異なることがあります。

※津波による音の発生については、周期5分～10分程度の近地津波に対してのみ適用可能です。

出典：気象庁ホームページ (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/faq/faq26.html#tsunami_4)